

議案第14号

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区個人情報保護条例の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるの  
で、本案を提出する。

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成4年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成4年3月世田谷区条例第2号」を「令和5年 月世田谷区条例第 号」に改める。

第2条第1項第1号中「実施機関（」を削り、「、農業委員会及び議会をいう。以下同じ。）」を「又は農業委員会」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「、個人情報保護制度及び電子計算組織」を削り、「実施機関」を「区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会又は議会」に改め、同条に次の1項を加える。

3 審議会は、個人情報保護制度及び電子計算組織の運営に関する重要事項について、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員又は農業委員会に対して提言することができる。

第9条中「から」を「に」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。